

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、令和5年鳥取県告示第164号（森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項。以下「告示」という。）に定める事項を承知の上、参加すること。

令和6年7月3日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター 所長 吉岡 佐知子

発注業務	業 務 名	板井原県有林間伐・維持管理作業		
	業務実施場所	日野郡日野町板井原		
	業務内容及び規模	間伐10.16ha、集材449.610m ³ 、一般材積込・運搬224.805m ³ 、作業道開設500m、林道除草5,503m ² 、作業道除草13,200m ² 、側溝清掃1,000m、暗渠呑口土砂除去6箇所、崩土等除去12.0m ³ （詳細は業務関係図書のとおり）		
	期 間	契約日から令和7年1月15日（水）まで		
	発注機関	鳥取県西部総合事務所日野振興センター		
入札条件参加者の	入札参加者の資格	共通告示の1に規定するところによるもののほか、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）第7条の規定により認定された令和6年度の600万円以上の制限付一般競争入札参加有資格者（資格者ポイントによる評定点の合計点数が110点以上の事業者）に限る。		
	要求される事項	-		
入札参加方法	入札参加書類及び提出部数	制限付一般競争入札参加申込書（別記様式） 1部		
	入札参加書類提出場所、提出期間及び提出方法	鳥取県西部総合事務所日野振興センター 日野県土整備局建設総務課	住所	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1
			電話	0859-72-2042、2043、2023
	調達公告の日から令和6年7月16日までの間の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に提出する。なお、共通告示の2の（2）に規定する郵送又は信書便の場合は提出期間までに到着したものに限り受け付けるものとする。			
様式の交付場所、交付期間及び交付方法	鳥取県西部総合事務所日野振興センター 日野県土整備局建設総務課	住所	日野郡日野町根雨140-1	
		電話	0859-72-2042	
調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、希望者に手交する。				
入札手続	入札方式	制限付一般競争入札（紙入札）		
	質問提出期限及び回答期限	・質問提出期限：令和6年7月9日（火） 午後4時まで ・回答期限：令和6年7月11日（木） 午後4時まで		
	郵便等による入札の可否	不可とする。		
	入札保証金及び契約保証金	共通告示の3の（8）に規定するところによる。		
	最低制限価格の適用	本件入札においては、鳥取県会計規則第129条で定める最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を提出した者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。		
	入札及び開札の場所	鳥取県西部総合事務所日野振興センター入札室		
	入札及び開札の日時	令和6年7月18日（木） 午前10時30分		
契約書作成の要否	要			
前払金の有無	無			

業務関係図書の閲覧期間及び閲覧場所		調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間	
		鳥取県西部総合事務所日野振興センター閲覧室 （日野県土整備局建設総務課）	住所 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2043
現場説明の日時及びその場所		実施しない。	
問合せ先	入札手続等	鳥取県西部総合事務所日野振興センター 日野県土整備局建設総務課	住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2042
	技術的事項	鳥取県西部総合事務所日野振興センター 日野振興局農林業振興課	住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2020
その他		<p>1 入札閲覧設計書に関する質問に対する回答は、インターネットの県のホームページ（森林・林業振興局）への掲載することにより行う。</p> <p>2 入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、共通告示、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。</p> <p>3 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年3月19日付第200900193250号鳥取県総務部長通知）に基づき、契約の相手方が、排除措置対象者に該当するかどうか鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、契約の相手方が排除措置対象者に該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。</p> <p>4 本件入札への参加を希望する者は、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）に定める事項を承知の上、参加すること。</p>	